

平成20年6月宮崎県定例県議会

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成20年6月30日

場 所 第1委員会室

平成20年 6 月 30 日（月曜日）

---

午後 1 時 1 分開会

---

会議に付した案件

○協議事項

1. 議員定数及び選挙区について
  2. その他
- 

出席委員（12人）

委 員 長	緒 嶋 雅 晃
副 委 員 長	岡 師 博 規
委 員	坂 元 裕 一
委 員	福 田 作 弥
委 員	蓬 原 正 三
委 員	黒 木 覚 市
委 員	宮 原 義 久
委 員	河 野 安 幸
委 員	松 村 悟 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（1人）

武 井 俊 輔

---

説明のために出席した者（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	松 下 新 一
政策調査課課長補佐	長 友 重 俊

---

○緒嶋委員長 ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま

すが、お手元に配付の日程（案）のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、委員協議に入りますが、その前に、前回の委員会で資料要求のありました「一票の格差の全国状況」等について、書記のほうより説明させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、松下書記、よろしくお願いします。

○松下書記 それでは、御説明いたします。

お手元の資料1をごらんください。1枚目は、「一票の格差に関する全国状況」についてであります。一番左側の表が今期における特例選挙区を除いた一票の格差の状況であります。これを格差の大きい順に並びかえたのが一番右側の表であります。一番格差が大きいのが北海道の3.52倍、その次の岡山県からは3倍以下の格差が続いておりまして、本県は1.93倍でありまして、格差が最も小さいのは鳥取県で1.37倍となっております。次に、中央にある表についてであります。公職選挙法15条8項ただし書きの規定を適用している県、これが丸がついている29県であります。このただし書き規定を適用している県の中で人口比例定数どおりに定数等を設定した場合の一票の格差をまとめたものであります。北海道の例を見ますと、人口比例定数どおりに定数を定めた場合でも、一票の格差は3.15倍と3倍を超えております。これにただし書き規定の適用を行ったことによりまして格差が3.52倍と、さらに0.37倍分大きくなっているということでもあります。この

ただし書き規定の適用によって最も格差が広がってしまっている県は京都府であります。人口比例定数どおりであれば1.74倍の格差であるものが、ただし書きを適用したことによって2.89倍とかなり大きくなっております。

次に、2枚目をごらんください。「都道府県議会議員選挙に係る一票の格差の判例について」であります。一票の格差に関する考え方、どの程度なら許されるのか等については、いろいろな考え方があるかと思いますが、最も大きなよりどころとしては、やはり判例であろうかと思えます。まず、最高裁の判決の抜粋、これは千葉県議選に係る平成11年に出示された判決ですが、その要旨を紹介します。1、公選法15条8項は、憲法の要請を受け、定数配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、投票価値の平等を強く要求している。これは、公選法にある人口に比例して各選挙区の定数を定めるとする条文のことを指しております。2、とはいえ、選挙区、選挙区への定数配分に関する公選法の規定等からすれば、選挙区間における議員1人当たりの人口の格差は、1対3を超えることがあり得る。これは、先ほどの北海道のように、原則どおりに定めても3倍を超えるような例もあり得るということでもあります。また、同項ただし書きは、人口比例の原則に修正を認め、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとしている。したがって、定数配分規定、これはいわゆる各県議会が定める条例のことなんですが、条例が同項、公選法に違反するものでないかどうかは、この当該条例が議会の裁量権の合理的行使として是認されるかどうかによって決するほかはないとなっております。すなわち、各県議会が合理的な理由

をもって、各選挙区の定数等を定めているかどうかによって違法性を判断するということでもあります。

次に、この合理性の判断に関しまして、判例の解説書の抜粋の要旨を御紹介しますが、1、具体的な格差が投票価値の平等の要求に反するかどうかについての判例の考え方を整理すると、(1)当該条例により生ずる選挙区間の格差の数値、格差の実際の数値ということです。

(2)当該条例が、人口比定数による格差を拡大するか減縮するか。(3)逆転現象の存否及びその数、定数2以上の顕著な逆転現象の存否及びその数などを考慮して合理性の有無を判断するというものであるとなっております。2、判例は、(1)の格差の数値に特定の限界(例えば1対3)を設けて一律に判断しているのではなく、(2)の人口比定数との対比や(3)の逆転現象の程度等をも重要な考慮要素として、総合的な判断によって、合理性の有無を決していると思われるとなっております。前回の委員会等では「おおむね3倍以上」が違法とされていると御説明したところですが、決して3倍を超えていけば即違法というわけではなく、また、3倍以内であれば必ず合法というわけでもなく、人口比例定数上の格差との比較など、その他の事情も考慮して、総合的に判断されているということでもあります。

以上で資料1の説明は終わります。

○緒嶋委員長 ただいまの説明について、質疑等はございませんか。

○蓬原委員 今の説明の判例解説書の抜粋要旨の1の(3)、後ろのほうの「定数2以上の顕著な逆転現象の存否」というのをもうちょっとわかりやすく説明を。

○松下書記 通常は人口の多い選挙区の順番ど

おりに定数も多い順となります。人口比例どおりであれば通常はそう並ぶんですが、逆転現象というのは、それが逆転してしまうということです。その中でも逆転の度合いがかなり大きくて、本来ならば、例えば、A選挙区が3名、B選挙区が2名であるべきところを、B選挙区のほうを例えば4名ないし5名とか、A選挙区よりも1名の逆転だけではなく2名、大きい逆転現象を起こしているということでありまして、ただし書き規定を適用して、人口の少ない地域などに定数を持っていった場合に逆転現象が起こり得るわけですが、そういう場合に、余りにも顕著に定数を移動させることは、裁判ではそれが違法性の判断の一つになりますよということです。

**○蓬原委員** 例えば、過去、私どもの北諸県郡選挙区と日南・南那珂、2と3、これは明らかに逆転現象ですね。2と3、その差は1ではなくて、これが例えば2と4とかいうふうにさらに広がった場合というふうに考えればよろしいですか。

**○松下書記** そういったことであります。差が2以上ですね。

**○緒嶋委員長** 2と4になるとかということでしょう。

**○松下書記** はい。

**○緒嶋委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○緒嶋委員長** それでは、委員協議に入ります。

本日は、今後の委員会において検討すべきテーマを整理した上で、それぞれのテーマについて各委員の見解をお伺いしていきたいと考えております。

それでは、まず、資料2の今後の委員会にお

いて検討すべきテーマをごらんください。大きく分けて4つのテーマを設けております。Aは今後の協議に際して基準とする人口をどうするか、Bは総定数をどうするか、Cは任意合区をどうするか、すなわち、選挙区割りについてあります。Dは15条8項ただし書きをどうするかであります。それぞれのテーマ、特にCとDなどは密接に関係しているものであります。まずは一つ一つのテーマに絞って議論を行う方法がよろしいかと考えておりますので、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず、Aの基準とする人口について委員の皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、その前に、このことについて書記のほうより概要の説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○緒嶋委員長** それでは、松下書記、よろしくお願ひします。

**○松下書記** それでは、御説明いたします。

資料2のままですが、基準とする人口の選択肢としましては、①の平成17年国勢調査の結果に基づいた設定を行うか、②の平成22年の国勢調査の結果、これは現在の推計人口等の動向からその結果を予想するしかないわけですが、これに基づいた設定を行うのと、2通りがございます。

詳細につきまして資料3で御説明したいと思います。議員定数等を定める際に基準とする人口についてであります。まず、1の地方自治法等における人口の定義ですが、「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による」と、国勢調査の結果によりなさいというふうになっております。そこで、次の国勢調査の予定ですが、平

成22年10月に実施され、12月に速報値が公表されます。その4カ月後に県議会議員選挙が行われる予定となっております。すなわち、法律上は平成22年の国勢調査に基づいた設定が必要ということになります。

さて、このような場合の判断の参考となる判例等がありますが、まず、最高裁の判例であります。これは、一票の格差が争われた裁判に係る判例であります。国調人口の公示から8カ月後に行われた選挙——これは格差が3.81倍の選挙でありました——について、格差自体は議会の合理的裁量の限界を超えているが、いまだ是正のための合理的期間は経過していないことから、条例が違法とは断定できないという判決が出ております。これは、あくまで一票の格差が争われた裁判の判例でございます。

次に、地方自治法の逐条解説でございますが、これは全く逆でございます。これは、地方自治法ですので、総定数の設定に係る解釈であります。国勢調査の公示後、選挙までに条例改正の暇がない場合がありますが、このような場合であっても、毎年の住民基本台帳人口の動向等から国勢調査の結果を的確に予想することにより、適切な対応が求められようとなっております。予想できるところはきちんと予想して対応するべきであるという判断でございます。

では、実際に本県の場合、どのような影響があるのか、平成17年の国調人口と現在の推計人口で比較をした結果についてでございますが、まず、総定数については、法定上限数が下がるのみでありますので、条例定数には特に影響はありません。次に選挙区割りについてですが、これは宮崎郡が合区の対象となるのかどうかに影響が出てまいります。詳しくは次の2枚目をごらんください。平成17年の国勢調査人口とこと

し6月1日現在の推計人口であります。各選挙区の人口を比べていただきますと、宮崎市以外は軒並み減少しております。そして、下のほうの合計の欄ですが、平成17年国調の人口は115万3,000人ですが、ことし6月1日現在の人口は113万6,900人となっております。これにより、その下になりますが、法定上限数が48名から47名となってしまいます。そして、先ほど申しました宮崎郡についてでございますが、右の②の配当基数の欄を見ていただきますと、平成17年の国調人口ベースでは0.995であります。現在の推計人口ベースでいきますと1.003と1を超えておまして、任意合区の対象ではなくなっております。このように、宮崎郡の任意合区については、慎重な検討が必要であると言えます。なお、これは、あくまで合区を検討する場合のことでありまして、宮崎市との合併が行われた場合には当然合区の検討は不要ですので、影響はないものとなります。最後に、一番右の③の人口比例定数についてですが、郡市間の大規模な人口移動は現在のところありませんので、こちらには特に影響はないところであります。

以上で説明を終わります。

**○緒嶋委員長** それでは、この基準とする人口について、何か御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○緒嶋委員長** 御意見がないようではあります。Aの国勢調査の17年度を基準として、今後議論を深めるのか、22年の国勢調査の結果、想定でありますけれども、予想に基づいた人口を基準とするか、今後の大きな分かれ目といたしますか、いつを基準にして議論を深めるか、これが一番重要なところかなというふうに思いますが。

○**福田委員** 前回の委員会で、今年の12月までに方向性を出すということを申し合わせましたから、おのずから選択肢が狭まってくるような感じがするんですが、その辺はどう考えられますか。

○**緒嶋委員長** ことし中に一応結論を出そうと、そして、年明けての2月議会での議決をしようかというような話がこの前から出たわけですが、そうなればおのずと決まってくるんじゃないかという、遠回しでありますけれども、そういう表現であります。そうなれば22年ではなく、17年の国勢調査の結果に基づいてということになりますかね。

○**福田委員** 物理的にも22年は無理でしょう。

○**緒嶋委員長** 想定ではだめだ、やはり選挙民の皆さんに対する説明責任ということから言えば、確定しておる国勢調査の結果に基づいてやるべきではないかなという気もするんですが、これはここで決めるということではなく、そういう方向性を一応自覚して、これは当然、各会派でまた議論を深めていただかなければ、ここだけの結論で今後進むかというのはちょっと難しいので、一応、ここではそういうような大方の意見であったというようなことでいいですか。

○**黒木委員** 17年の国勢調査と現在で推計してみても1万5,000人ぐらい減っていますね。そういう人口の減少しておる中で、17年度をどうして取り入れたのかということになった場合に、いいんですかね。

○**松下書記** この問題はまだ他県議会等も非常に悩んでいるところのようでして、どちらを選択するかという問い合わせもこちらにも届いているところでもあります。今回、今、委員長がおっしゃったように、どちらか一つを決めるの

は今の時点では難しいと考えられます。今、黒木委員のおっしゃったように、今の推計人口がこういう状況なので、17年を採用するのはいかなものかという御意見もありますし、他県議会の動向とかを踏まえた上で、最終的には12月なりの時点でどちらかを選択して決定せざるを得ないということですが、当面の議論に関しては、17年で進めておいて、最後、12月の時点で判断するというような手法でもよろしいのかなとは思いますが。

○**黒木委員** 人口が減ることになると、一票の格差というものはかなり広がるような感じがするんですね。どうしても都市部の人口はそう減らないけれども、中山間部のほうが人口は減っているわけですから、格差というのがどんどん広がっているような気がするものですから、そこ辺は十分気をつけてやらないと。

○**緒嶋委員長** そういうことを踏まえて、ここでは結論ではないけれども、そういう2つの意見が出たということ認識しながら、また十分各会派でも議論していただいて、次の委員会等でまた議論を深めていただくということでもいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**緒嶋委員長** それでは、意見もいろいろございましたけれども、次に進みたいと思います。

資料2のほうにお戻りください。次はBの総定数についてであります。40名以下にするということは既に確認されておりますが、最も少ない総定数のほうを36としております。これは、昨年度の委員会において各会派から提示されました総定数のうち、最も少ない総定数が36であったためであります。総定数は、選挙区割り等を検討する前に一つに決めることはなかなか難しいかと思いますが、少しずつでも範囲を絞

り込んでいくことも必要であろうかと考えます。それでは、この総定数に絞って何か御意見等はございませんか。36は「愛みやざき」のほうから出た数字ではなかったかと思いますが、一応、この中からどこかに落ちつかなければならないというふうには思いますけれども、皆さん方の御意見を改めて伺いたいと思います。

**○坂元委員** 総定数というのはおのずと、任意合区をどうするか、格差をどこまで認めるかによって決まってくると思うんです。ですから、この辺の論議を先にして、結局は36になったとか、やっぱり格差がこれだけ認められるのなら、この辺をもうちょっと減らしていいんじゃないかとか、いろいろ出てくると思うんで、まず合区、選挙区のあり方から決めていかないと決まらないんじゃないかと思うんですけど、最後には。

**○緒嶋委員長** ほかに御意見ございませんか。今のは任意合区とか15条8項ただし書き等の絡みの中での議論を先にやったほうがいいんじゃないかなという御意見だと思いますが、何かありますか。

**○松村委員** 任意合区を含めた区域の話を今度持ってこないで、今までは人数の大枠みたいな形で話をされたので、今度は任意合区を含めた選挙区の大枠みたいな考え方を進めていかないと、それで総合的にまた定数の話に入っていくんだろうと思います。任意合区を含めた選挙区は今までちょっと議論が少ないんじゃないかと。こっちをちょっと進めていただきたいと思います。

**○緒嶋委員長** ほかに御意見はございませんか。

それでは、これはお手元の資料2のC、D等も絡んでくるということですので、そこ

あたりも含めて議論していただくと。その中でおのずと定数も決まるんじゃないかということでもありますので、任意合区や15条8項ただし書きのことも絡めて、皆さん方の御意見を伺いたいと思います。

その前に、Cの任意合区についてであります。まずこのことについて書記のほうより説明をしていただいて議論を深めたいと思います。

**○松下書記** 御説明いたします。

資料4をごらんください。任意合区の検討についてであります。

まず、法令等の確認ですが、公選法15条1項で「都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による」、7項で「前項等の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」となっております。次に、本県の状況ですが、任意合区が行われている選挙区は日南市・南那珂郡であります。次に、総定数40名の場合に任意合区の対象となる郡市、これは平成17年の国勢調査の人口ベースでいきますと、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡、西臼杵郡、宮崎郡であります。宮崎郡は先ほど申しましたように、推計人口ベースでは合区の対象とはなっておりません。次に、全国の状況ですが、任意合区というものを実施している県、これは本県を含めて23都府県と約半分となっております。

次に、2は、昨年度の委員会等におけるこれまでの議論をまとめたものであります。まず、任意合区が必要とする意見であります。理由1、死に票の多い1人区の解消につながることから、有権者の選択肢が広がり、より民意を反映することができる。理由2、選挙区を広くすれば定数削減の痛みを分かち合うことができ

る。複数人区だけを定数削減の対象とするのはよくない。理由3、広域行政の実態に沿った選挙区設定ができる。地方分権の受け皿づくりとも言える広域行政の推進について、議会としての姿勢を示すことができる。逆に、任意合区は不要とする意見であります。理由1、公職選挙法の原則は、郡市による選挙区設定であり、尊重すべきである。理由2、1人区の合区により、その地域の議員の確実な選出が担保されなくなる。中山間地域の住民は、自分の地域の代表である議員の選出を強く求めているなどあります。以上のように、さまざまな意見が出てくるほか、それぞれの理由に対しましてもそれぞれ反対する意見が出されておまして、なかなか統一的な判断を下すことが難しいようなものとなっております。

そして、2枚目であります。平成17年の国勢調査人口を基準として、総定数40名の場合に合区可能な選挙区を地図であらわしたものであります。北のほうからいきますと西臼杵郡、えびの市、西諸県郡、北諸県郡、宮崎郡、串間市となっております。こちらは選挙区割りは点線になっているところであります。これが40名の場合に合区が可能な選挙区であります。なお、宮崎郡の場合は先ほど申しましたとおりであります。なお、総定数を39名とした場合ですが、これは、これらにさらに加えて東諸県郡が合区の対象となります。さらに、仮に36名とした場合は、東臼杵郡も合区の対象となりまして、合区の議論ができるということになります。

それでは、資料2にお戻りいただきたいんですが、Cの任意合区の選択肢につきましてですが、①が全く行わない、現行選挙区ベースで設定するという選択肢、②が合区可能な郡市についてはすべて統一的に行う、もしくは③、任意

合区の是非を個別の郡市で検討して、適当とされる郡市のみ任意合区を行うというものであります。当然、③の場合は、どの郡市を合区するか個別に合理的な理由をもって判断していく必要があります。

以上で説明を終わります。

○緒嶋委員長 それでは、この任意合区、すなわち選挙区割りについて御意見等はございませんでしょうか。

○坂元委員 小林・西諸の合併はいつですか。

○松下書記 合併の動向につきましては、詳しい状況をまだ把握しておりませんので、必要に応じてまた執行部なりから合併の動向等の御説明をいただくことが必要かと思っております。

○坂元委員 次の選挙までに合併して新しい自治体ができるとなれば、Cの3つのどれにも当てはまらないということになりはしないかと思っております。現行はどうですか。

○松下書記 当然、合併の動向を踏まえまして、合併をするという状況が非常に濃厚である場合には、当然、合区そもそもの議論は不要ということになります。必然的に選挙区が合わさるということになります。ですので、合併の動向というのが今、非常に気になるところであります。必要に応じて執行部等からまた説明を受けることは可能かと考えております。

○坂元委員 原則として現行選挙区どおりということで、そういう場合は別だということですね。

○緒嶋委員長 今の合併の動向等については、また執行部のほうから状況等を次の委員会等でも伺おうかなというような気もしますので、またそこ辺は執行部と検討してみます。

○蓬原委員 Cについてですが、任意合区をするかしないか、前年度もある程度この2つのこ



とをベースにやってきたと思うんですが、3番目の個別、いわゆる統一ルールでやらないと、それぞれの事情で、ここはやる、ここはやらないというやり方というのは、非常にこの裁量というか、地域の裁量等が働いて、現在でも、名前を出して失礼ですが、任意合区を部分的にやっているところがあるわけですね。過去の経緯をたどるとそういうことが逆転現象につながったりしてきたところがあると思うんです。ですから、やはりどちらをとるにしても、ルールは全県統一ルールでやるのが将来的にも混乱を防ぐことになると思いますので、統一ルールでやるべきだと。どちらということはまだ今のところ申し上げられません。

○福田委員 今の蓬原委員の意見のとおりであります。そうしますと選択肢は1と2しかないんですね。3を入れますと大混乱をしますから。1項目と2項目での選択、こういうことになりますね。

○函師副委員長 私のほうから説明のつけ加えなんです。合区する、イコール定数を減らさなくてはいけないということではなくて、合区は合区、その定数をさわるかどうかはまた別の問題で、今、蓬原委員が言われたように、合区を全県下した場合、全部の選挙区から定数を1ずつ減らさなきゃいけないということではなくて、合区するということは、また定数をさわるとは別問題ということで理解をしていただきたいと思います。

○緒嶋委員長 定数の数とは関係ないことですね。ここ辺が一番どうするかというのが議論の分かれ目かなという気もするわけですね。日南・南那珂は来年だから、ここは③ではないことになりますね、条件的には。任意合区の対象じゃない、当然、郡市が一つということになる

わけですね。

ほかに御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、①か②によって今後、議論を深めていくということで、③は今のところ、ちょっと考えられないということではないですか。ここで結論ではなくて、①か②かということでもありますので、今後、その中で議論を深めるということではないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、最後は、Dの公職選挙法15条8項ただし書きについてであります。これについて何か御意見等はございませんか。これは、定数の絡みの中でどこまでを許容範囲とするかということの流れが出てくるかなというふうにも思うところですが。

○蓬原委員 中山間地域、この問題を取り扱うということになると思うので、しっかり議論していかないといかんことかなと思います。

○緒嶋委員長 ここで発言のない方も何か御意見等はございませんか。いずれにしましても、慎重にといいますか、議論を深めていかなければならないと思いますので、各会派の議論というか、そういうものも今後は大変重要になってこようかというふうにも思うところがございます。

○函師副委員長 資料4の2枚目でも書記から説明がありましたが、今、15条8項の適用になっているのが東臼杵と西都・西米良区であります。東臼杵区を合区するというふうにした場合には、もちろん、ここは定数1で考えなくてはいけないんですが、総定数を36以下にする必要が出てきます。西都・西米良を児湯郡と合区するには、ここも定数1とした場合なんですが、総定数は33以下にしなくてはいけなくなり

ます。つまり、15条8項適用のところをそのまま残す、残さないというのは、一票の格差にも大きく差が出てまいりますので、山間地の意見ももちろん集約が大切で、そのまま2として残した場合には、そのほか合区したところとの格差が大きく広がるということも皆さん、御認識いただきたいと思います。

○緒嶋委員長 すべて1人区をなくすということは、現実的な問題としてはなかなか厳しいものがあるかなというような気もするところですね。合区をすべてするという前提に立てば、36以下にするということとはちょっと考えられないかなと思っているんです。削減するにしても、それをどれだけするかというのはあるんでしょうけどね。

諸派の皆さん方は何か御意見はございませんか。

○満行委員 ありません。

○河野安幸委員 あくまでも人口でいく、面積は全く考慮しないわけなんでしょうか。

○緒嶋委員長 そのあたりは、15条8項ただし書きが面積等も配慮したことでの取り扱いということになるかと。人口が少ないところに配慮するのが15条8項でありますので、ただ人口が多いからそこだけに議員の数をふやすということにはならないというのが15条8項というふうな感じです。

○河野安幸委員 昨年、各市町村の議長さんにおいでいただきまして意見をお聞きしたんですが、県北の議長は特に面積を強く要望されておりましたので、あえて言いました。

○緒嶋委員長 そのことも十分、前年度で議論をされたところであります。

そのほか、どうですか。

○宮原委員 どこをどうということじゃないん

ですけど、15条8項ということで、例えば他県の鹿児島市とか大分市とかいうところあたりの状況、たしか鹿児島はそのままの人口で割った数で、大分県はこれを使って中山間地のほうに人数を振っていたような状況があるようですから、そういったところの状況が何か資料としてあれば、前もいただいていたような気はするんですが、この中にあるのかもしれませんが、そういったところも幾つか示してほしいなというふうに思いました。

○緒嶋委員長 次回のときにその資料を準備させたいと思います。

ほかにございませんか。

Dの中で「全く適用しない」「適用する」は、ここの中の方の皆さん方の御意見というのをここで結論を出すのではなくて、各会派の皆さん、帰られての議論の一つのテーマとしてどうするか。これ、言われた中山間地の問題とか、そのほかも含めて考えなきゃならんわけですが、今、宮原委員から言われた、ほかのところも見てみたいというような意見の中ではすぐに結論は出ないのかなという気もするわけですが、これは一応、次回に持ち越しということでもいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 では、15条8項については、それぞれ各会派でも議論を深めていただきたいと思いますというふうに思います。

○函師副委員長 確認なんですけど、15条8項は持ち帰りということで、次回の委員会的时候には各会派の意向を持ち寄るという形まで持っていけますか。この15条8項によってほかの選挙区をどうするかというのがまた変わってきますので、どこから手をつけるか、どこからでもいいんですが、とりあえずどこから突破口をつ

くっておかないと、また持ち帰り、また持ち帰りで、9月議会までにはなかなか方向性が出らんとお思いますけれども。

○坂元委員 一つのタイムスケジュールを示して、それでぴしっと機械的に進んでいかないといけないと思うんです。だから、正副委員長でその機械的なスケジュールをお示してください。

○緒嶋委員長 今、坂元委員から出たようなことを含めて、最終的には11月議会までに一応方向性を出すということでありまして、それに向かって手順を、いずれにしましても、今度の休会中の委員会と9月の委員会、また10月ごろの休会中の委員会、あと3回で結論を出すという形に持っていきたいと思いますが、そのスケジュール等については、また正副委員長でそういうような方向性を踏まえながら検討していきたいというふうに思いますが、いいですか。

○黒木委員 Cの問題、全く行わないかどうかというところが一番問題になってくるわけです。前回からもこの問題でずっと進んできたんですけど、やっぱりこれを見送りしてきておる。ここを会派の中でしっかりやっておかないと、ここに持ってきても、また同じことを持ち帰るんですよ。だから、会派の中でいろんな議論をしておかないとだめだと思うんです。ですから、休会中でも十分時間をとって各会派ともこの部分をどうするかということだけ決めましょう。でないと、9月にまた先送りになってしまうといかんからですよ。

○坂元委員 私が先ほどスケジュールと言ったのは、もし、任意合区というのが県内に散らばったら、あちこちで公聴会でもやらないとおさまりがつきません。だから言っておるんです。機械的にここでやろうとすれば簡単ですよ。そうすると、今のスケジュールでいけば任

意合区ということに踏め込めないだろうなというふうに考えたものだから、お聞きしたんです。

○緒嶋委員長 各会派で議論を深めていただいて、この委員会としても次の委員会の方に方向性が導き出されれば前に進みやすいというような気もしますので、十分な議論を深めていただきたいというふうに思います。そういうことでいいですか。ここは一番難しいところかなというふうに思います。

それでは、最後に、その他でございますが、次の委員会の開催日についてであります。お手元の行事予定表をごらんください。正副委員長としましては、7月30日（水曜日）10時からお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

---

午後1時51分再開

○緒嶋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、次の特別委員会は7月28日午前10時開会ということでお願いいたします。そのように決定させていただきます。

それでは、そのほかに委員の皆さんから何かございませんか。資料要求等は別にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後1時52分閉会